

2020年度

認可保育所
田中ナーズリー大和保育園

一時預かり保育『つばめぐみ』ごあんない



企業理念：創造性豊かで思いやりのある子どもを育成し
温かみのある社会の実現に貢献する

保育方針：家庭的環境の中で 健康な身体と
豊かな人間性を育む（たくましく生きる力）



たいせつな子どもたちのため



🏠 〒165-0034 東京都中野区大和町4-42-4
TEL：03-3337-7180

URL：<https://www.tanaka-nursery.com>
株式会社 田中ナーズリー

一時預かり保育事業「つばめぐみ」のご案内

<一時預かり事業とは>

保育園を利用していない家庭において、保護者の疾病や災害などにより、一時的に家庭での保育が困難となる場合、あるいは育児疲れによる保護者の心理的・身体的負担等を軽減する為、保育園において児童を一時的に預かる事業です。育児疲れのリフレッシュ、就職活動、通院、介護、冠婚葬祭、保護者会等ご利用ください。対象児の年齢は生後57日～就学前の乳幼児です。

<事業者の内容>

福祉サービスの提供開始年月日：2020年4月1日
事業者名称：株式会社 田中ナースリー 代表取締役／田中 比登美
所在地：東京都中野区白鷺1-11-4

実施場所：田中ナースリー大和保育園 園長／石澤 美佐紀
東京都中野区大和町4-42-4

◆ 事前登録の手続きについて（登録は当該年度の3月31日まで有効）

(1) 資料(しおりと必要書類)を園に受け取りに来てください。

月～金の9時～17時の間 保育園にてお渡ししています。来園の際は、お電話ください。

※書類一式の内容

- 1 一時預かり事業利用申し込み書（兼児童台帳）
- 2 一時預かり事業 重要事項の確認
- 3 お子様の健康について（健康調査票）
- 4 離乳カード/食材チェックシート（離乳食の必要な方のみ）
- 5 一時預かり保育 連絡表（*実施日当日に記入する）

(2) 面談日を電話、または来園時に決めてください。

*登録申し込みは、生後57日を過ぎてからの受付になります。

(3) 面談（当日はお子様と一緒にお願いします。）

【お持ちいただくもの】

- 保険証・乳幼児医療証のコピー
- 母子手帳
- 保護者本人の確認書類（保険証・免許証等）
- しおりに同封されている書類一式
 - ・記入済みのもの
 - ・お子様のスナップ写真（縦40mm×横30mm）貼付
 - ・印鑑押印
- 初回登録 事務手続き手数料 1,000円（保険料込み）
- 食物アレルギーの方は、医師の証明書が必要です。（面接時にお渡しします）⇒原則 弁当持参

(4) 登録手続き終了後7日間を目安に登録完了となります。 完了のメールが届かない場合は、お手数ですが園までご連絡ください。

Eメールで登録番号をお知らせします。（ひとり一番号）

予約日時を登録完了メールの返信で送ってください。

※登録有効期限は登録完了日後より、就学前まで又は利用対象者外になるまでです。

◆ 予約方法

- 面談日以降、登録番号を発行します。登録完了日より、予約の受付をします。
 - 毎月1日の午前9時から、翌月分の利用予約を開始します。
(1日の9時前に受信した予約メールは、2日目以降の扱いとなります)
 - 利用日の2週間前までに予約申し込みが必要です。
- ①予約メールは、登録申込書に記入したEメールアドレスからの送信をお願いします。
それ以外のメールからは受付できませんので、ご注意ください。
(希望日、希望時間を第5希望まで入力し、園へ送信する)
- ②園から電話またはメールで予約結果を返信します。(連絡がない場合は利用できません)
- ③利用当日は、**保育料を現金でおつり銭の無いよう**にお持ちください。
- ・予約完了後の時間変更は原則できません。ご都合によりお迎え時間が早い場合でも、料金は同額となります(減額されません)。
 - ・空いている日にいつでも予約したい、というご要望は受付できません。
必ず希望日時を明記してください。
 - ・予約等の電話でのお問い合わせは、保育中の為、取次ぎが困難な場合があります。

※ご予約はこちらからお願いします↓

<https://tanaka-nursery.com/yamato/contact/index.html>

◆ 利用当日について

正面玄関のインターホンを押し、事前配布した『一時預かり保育利用登録証』を首から下げて、カメラに向かって、登録証を見せながら『お名前と一時保育である』とお伝えください。
バギーはバギー置場へ置いてください。自転車は送迎時のみ一時駐輪できます。
*『一時預かり保育利用登録証』の不携帯はお預かりできない場合があります。紛失の場合は再発行手

登園時

- ・『連絡表』に必要事項を記入し必ずお持ちください。(次回分の連絡表をお渡しします)
- ・『外靴』は袋に入れて、一時保育室及び保育室へお持ちください。
- ・担当者に、持ち物、外靴、『健康状態連絡表』を渡し、お子様をお預けください
- ・朝の受け渡しが終わりましたら、担当者へ「一時保育の料金精算」をしてください。
領収書をお渡しします。(おつりのないよう、ご用意ください)

領収書の再発行は致しません。紛失にご注意ください。

【主な持ち物】…詳細は面談時にお知らせします

- ・オムツ、おしりふき(乳児のみ)
- ・エプロン 1~3枚(乳児のみ) …食事の回数に合わせて
- ・帽子
- ・着替え一式(上着、下着、スボン、シャツ、靴下、パンツ)
- ・ハンドタオル 1枚(A4サイズ程度 ヒモなし可)
- ・ビニール袋(外靴用、汚れ物入れ用2枚)
- ・バスタオル 2枚(お風呂のある方のみ)
- ・哺乳瓶1本、専用粉ミルク(必要な方のみ)
- *サイズのあった汚れてもいい靴、服装で登園してください。
- *上着は、安全のためフードの無いものをご用意ください。

持ち物すべて(オムツも含む)にわかりやすく名前(フルネーム)を記名してください。

お迎え時

- ・終了時間の10分前にはお迎えをお願いします。
- ・直接、各クラス及び一時保育室へ、お入りください。
- ・別途料金がかかった場合は、お迎え時に精算をお願いする場合があります。

一日の流れ(乳児例)

登園 ~ 9:30	朝のおやつ 午前のおそび
10:30~12:00頃	昼ごはん
12:00~15:00頃	お昼寝、身支度など
15:00~16:00頃	午後のおやつ
~17:00	午後のおそび

◆ 一時預かり事業の内容

- 実施日 : 月曜日～金曜日
- 休園日 : 土曜日・祝日・年末年始（12月28日～1月4日）
その他、園の行事等によりお預かりできない日があります
- 実施時間 : 9:00～17:00まで
- 定員 : 3名（*短期特例保育 1名）
- 対象年齢 : 生後57日～就学前
- 対象者 : 中野区民
（認可保育所、小規模保育室、認証保育所、家庭保育福祉員、認定こども園等の利用者は、一時保育利用はできません）
- 利用回数 : 原則ひと月 5日まで
（申し込み状況により限度日数が少なくなる場合があります）
- 登録手数料 : 1000円（初回のみ・面談にてお支払い）
- 保育料 : 1時間 600円
- 食事代 : 昼食・離乳食 1日 300円
朝/午後おやつ 1日 150円
（給食は園に通園している他の園児と同じ給食を提供します）

*食物アレルギー対応について

アレルギーのあるお子様も、昼食・おやつ・粉ミルク等をご持参いただければ利用可能です。面談時にご相談ください。（原則、お弁当をご持参ください）

- 支払精算 : 保育料+食事代を現金でおつりの無いように、当日の登園時に担当者へお支払いください。
- キャンセルについて : 予約の取り消しは、メールでお知らせください。
前日の正午以降の予約取り消しは、キャンセル料が発生します。
理由問わず1回600円徴収致します。
*直接園へ1週間以内にご持参ください。
*キャンセル料のお支払いがされない場合は、一時預かり事業の予約及び利用を制限させていただきます。
- 時間について : 予約時間は厳守でお願いします。予約時間の中で登園、降園をお願いします。時間を超過した場合は追加保育料がかかります。予約時間よりも早くお迎えになった場合、またお子様自身の体調不良等で早退の場合でも、料金は同額となります。

その他のご留意事項

- 風邪等、体調がすぐれないお子様はお預かりできません。
（園での薬の投薬はいたしません。登園時37.5℃以上の場合、解熱後24時間経過していない場合、解熱剤の服用がある場合、嘔吐下痢症状が残っている場合、その他、学校法定伝染病に指定されている症状の疑いや感染症の疑いのある場合はお預かりできません。）
- 初めての保育園での預かりは、お子様の心身の疲れを考慮し、初日のみ半日の保育を担当者がお子様の様子にに応じて行います。
- お子様の状況にあわせて、同年齢クラスの園児と共に保育する場合があります。
園での様子については、担当者とクラス担任が連携して、保護者の方へ連絡をさせていただきます。
- お子様の発熱等、緊急時には必ず連絡が取れるようにしてください。
- 園内の感染拡大防止のため、吐物等で汚れた服は洗わずに袋に入れさせていただきます。
ご家庭で消毒後に洗濯をお願いします。
- ご提出された個人情報については、一時預かり保育事業以外には使用しません。

* **【短期特例保育について】** ご利用は中野区子育てサービス担当（中野区役所3階）への申し込みが必要です。

利用要件：①保護者が病気、出産等の為入院する時 ②保護者が親族入院の為、付き添い看護にあたる時
③保護者が死、行方不明等、不在になった時 ④保護者が災害等による復旧作業に従事する時
その他、上記に準ずる場合で短期特例保育の必要があると認められる時

短期特例保育 問い合わせ先 / 中野区子育てサービス担当 03-3228-5612